

高効率給湯器導入促進による家庭部門の 省エネルギー推進事業費補助金について (予定)

令和8年1月7日

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

水素・アンモニア課

補助対象者と交付申請者

給湯器設置工事の工事発注者を補助の対象とします。

補助金の交付申請は、工事発注者(共同事業者)と施工業者(補助事業者)が共同で行います。

具体的な手続きは、施工業者(補助事業者)が代表して行い、補助金の交付を受けるものです。ただし、交付された補助金は工事発注者(共同事業者)に還元される必要があり、申請にあたっては還元方法について、予め両者で協議するものとします。

補助事業	締結する契約	補助対象者 (共同事業者)	交付申請者 (補助事業者)
高効率給湯器設置	工事請負契約※	工事発注者 (消費者等)	施工業者 (工事請負業者)

※ 建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、発注書・請書、売買契約でも構いません。

なお、施工業者は、本事業の参加にあたっては、所定の手続きにより「補助事業者」としての登録（「事業者登録」という。）を受ける必要があり、事業者登録後に交付申請する設置工事を補助の対象とします。

補助対象者

以下の（1）及び（2）を満たす方が補助対象者となります。

（1）給湯省エネ事業者※1と契約※2を締結し、以下①～④のいずれかの方法により本事業の対象設備である高効率給湯器（対象機器）を導入する

- ①新築注文住宅に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約】
- ②対象機器が設置された新築分譲住宅（戸建または共同住宅等）を購入する方法【不動産売買契約】
- ③リフォーム時に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約※3】
- ④既存給湯器から対象機器への交換設置を条件とする既存住宅※4（戸建または共同住宅等）を、購入する方法【不動産売買契約】

※1 「給湯省エネ事業者」とは、補助対象者に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録された施工業者等をいいます。

※2 いずれも【 】内の契約書の提出が必要になります。

※3 建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、発注書・請書、売買契約でも構いません。

※4 未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。

（2）対象機器を設置する住宅の所有者等である

- ・住宅を所有する個人またはその家族
- ・住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・賃借人
- ・共同住宅等の管理組合・管理組合法人

※住宅の所有者であっても、販売目的で住宅を所有する新築分譲事業者および買取再販事業者は対象なりません。

補助対象となる住宅

以下（1）または（2）に該当する住宅が、補助対象住宅となります。

なお、いずれも戸建、共同住宅等の別を問いません。

（1）新築住宅（1年以内に建築された住宅で、かつ居住実績がない住宅のこと）である

※本事業において「建築日」は、原則、検査済証の発出日とします。

（2）既存住宅（建築から1年が経過した住宅、または過去に人が居住した住宅のこと）である

※未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。

1戸当たりの補助対象設備の台数制限

設備	戸建	共同住宅等
①高効率給湯器の設置	2台以内	1台以内
②電気温水器の撤去※		①と同台数以内
③蓄熱暖房機の撤去※	2台以内	2台以内

※ リフォーム工事で、①に伴い2025年11月28日以降に撤去するものに限る。

（みらいエコ住宅2026事業において高効率給湯器の補助を受けても補助対象になりません）

また、①の交付申請と合わせて提出する必要があります。

残予算の公表

本事業では、事後申請制を採用することから、こまめに残りの予算額を開示する予定

対象となる期間及び着工日の考え方

令和7年1月28日以降に着手する補助事業を対象とします。着工日の定義は、住宅の種別に応じて下表の通りとします。

新築住宅		既存住宅	
注文	分譲	リフォーム (大規模修繕含む)	購入
建築着工日※	住宅の引渡日	給湯器(1台目)の 設置工事の着手日	住宅の引渡日

※ 新築注文住宅を複数の事業者と契約(分離発注)して建築を行う場合は、「補助対象製品(1台目)の設置を含む工事請負契約の建築着工日」です。

補助金の還元

補助金交付を受けた補助事業者は補助金を工事発注者に対して全額還元する必要があります。還元方法は、共同事業実施規約にて交付申請時に合意されているものに基づいた方法で行う必要があります。

- ①補助事業に係る契約代金に充当する方法
- ②現金で支払う方法

申請時に必要となる書類①（予定）

提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。

必要書類や提出方法は、事務局が別に定める交付規程、交付申請の手引き等を必ずご確認ください。

※写真類は、2025キャンペーンの撮り方を参考に撮影してください

【必須】

- ① 本補助金の利用について発注者が同意する共同事業実施規約（指定の書式）
- ② 工事請負契約書の写し（撤去関係について加算申請する場合は、原則、当該契約※に含まれていること）
- ③ 発注者の本人確認書類（住民票の写し、運転免許証の写し等）
- ④ 工事前写真、工事後写真
- ⑤ 保証書や銘板写真（2025キャンペーンで必要とされているものと同様のもの）

※ 加算対象となる撤去工事を給湯器導入工事を行う事業者と別の事業者に発注（分離発注）する場合は、給湯器導入工事を行う事業者がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者および撤去工事請負業者が手続きに協力することが必要になりますので、ご注意ください。

【追加】

⑥ヒートポンプ給湯機やハイブリッド給湯機のA要件適合のために、対応リモコンや通信モジュールが必要となる場合は、設置されていることを確認するために、以下の資料も追加で必要（原則（注）、B、C要件の適合については、追加書類は必要ありません）

A要件への適合	確認方法	追加提出書類
給湯器本体	本体の製品型番	なし
対応リモコン	対応リモコンの型番 又は本体とのセット型番	・台所に設置した対応リモコンの型番が確認できる工事後写真 ・対応リモコンまたはセット型番が確認できる納品書※
通信モジュール	通信モジュールの型番	・通信モジュールを設置したことが確認できる工事後写真 ・通信モジュールの型番が確認できる納品書※

※納品書は、補助事業者から共同事業者（消費者）に対して発行されたものをいいます。

注：リンナイ製ハイブリッド給湯機のみ、B要件適合を確認するために「貯湯ユニットの型番」がわかる銘板写真

申請時に必要となる書類②（予定）

⑦電気温水器撤去による加算を申請する場合

- ・撤去する電気温水器の銘板写真（電気温水器であることが確認できるもの）

※ 銘板の文字が消える等により、電気温水器であることが確認できない場合、配管の本数が確認できる写真を撮影して提出してください。

・新しい給湯器の設置場所と異なる場合、撤去前と撤去後の写真

（設置場所が同一の場合は、必須書類④⑤と同じ写真で構いません）

⑧蓄熱暖房機撤去による加算を申請する場合

- ・蓄熱暖房機の撤去中（レンガ等中の構造が確認できるもの）、撤去後の写真

※ ⑧の加算を受けるにあたっては、提出する契約書（明細書でも可）において「蓄熱暖房機の撤去」が確認できること。

※ 原則、工事前写真の撮影忘れは補助対象になりません。

特に⑦⑧については、工事の有無を確認できないため、提出免除の対象にはなりません。

共同事業実施規約について

原則として工事請負契約や売買契約の締結時に、補助事業者と共同事業者との間で補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め（共同事業実施規約）を締結し、交付申請時に提出する必要があります。

・規約の主な内容

- ①必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること。
- ②補助金の受取方法（工事代金に充当又は補助事業者が一旦受領して消費者等に引渡し）。
- ③補助事業実施上の遵守事項を遵守すること。
- ④補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等は、その責めの程度を勘案して負担するものとし、その程度の範囲と方法について予め双方で取り決めを行うこと。
(本取り決めは商談の段階（工事請負契約や売買契約を締結する前の段階）から明確化しておくことが望ましい)

※給湯省エネ2026事業用の共同事業実施規約は、事務局選定後に公表予定です。

給湯省エネ2025事業の共同事業実施規約を使用して、給湯省エネ2026事業に申請することはできません。

給湯省エネ2025事業からの変更点

給湯省エネ2025事業から、補助額が一部変更となりますので、ご注意ください。

具体的な補助額は、
「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネエネルギー推進事業費補助金の概要（予定）」
をご覧ください。

蓄熱暖房機・電気温水器の加算措置について

当該加算措置については、予算額36億円を目処に実施予定です。
予算額に達し次第、当該加算措置は終了予定です。

他の補助金との併用について

原則として、本事業の補助対象となる給湯器について、国の他の補助制度との併用はできません。
(例えば、新築住宅を建てられる際に、みらいエコ住宅2026事業による支援を受けた場合、同事業では給湯器も含めた新築住宅について補助しているため、本補助金の併用はできません。)